

## (公社) 横浜市獣医師会による

# 平成29年度 飼い猫の不妊去勢手術補助事業

公益社団法人 横浜市獣医師会

### 趣旨と目的

平成29年度より「横浜市猫の不妊去勢手術推進事業」は、飼い主のいない猫に特化した事業に転換され、飼い猫に実施する不妊去勢手術は補助対象外となりました。そこで(公社)横浜市獣医師会は助成対象外となった飼い猫に対して不妊去勢手術を実施する市民に対し、その手術料金の一部補助を通じて、動物福祉と適正な飼育管理を啓発する事を目的とした事業を、平成29年度から平成31年度の3ヵ年計画で実施することにいたしました。

### 事業内容

#### 補助対象者及び動物

横浜市内に居住する満20歳以上的一般市民※が横浜市内で飼育する猫を対象とし、施術獣医師がその健康状態を十分に把握している猫を対象とし、さらに以下の事項に同意した市民が飼育する猫を対象とする。

- (1) マイクロチップを装着かつAIPOに登録済の猫、あるいは手術実施時に装着と登録を行う猫。
- (2) 施術時に有効なワクチンが接種されている猫、あるいは実施する猫。
- (3) 施術時に有効な外部寄生虫および内部寄生虫対策が実施されている猫、あるいは実施する猫。
- (4) 終生責任を持って室内飼育を行える市民。

※横浜市獣医師会会員およびその家族等は本補助事業の対象外となります。

#### 事業協力対象診療施設

本事業は、(公社)横浜市獣医師会に所属する開業会員および普通会員(開業者)が開設(あるいは管理)する診療施設で、本事業の趣旨と目的に賛同し、かつ以下の事項に同意した会員が開設(あるいは管理)する診療施設で実施される。開業者以外の普通会員および賛助会員は参加することができない。

- (1) 本事業は市民が広く偏りなく補助が受けられるよう、会員1名あたり最大3頭(件)を受け入れること。
- (2) 必要に応じて市民に対して本事業の趣旨や目的および事業内容についての説明を行うこと。
- (3) 対象動物の登録情報を動物ID情報データベースシステムで確認すること。またマイクロチップ未装着の動物にはその装着を行い、飼い主に代わってAIPOへの個体識別情報登録を行うこと。
- (4) 必要事項を記入した所定の「補助金申請書」を、手術実施日翌月5日必着で(公社)横浜市獣医師会事務局へ郵便にて提出すること。なおその際の手数料は自ら負担すること。
- (5) 必要に応じて横浜市獣医師会が診療簿ならびに会計簿等の提示を求めた場合に、提供に応じること。

#### 補助金の額と実施頭数

1頭あたり10,000円、全体で750頭を予定。

※実施期間の項参照

#### 実施期間

平成29年8月1日から平成30年2月28日のうち、以下の期間に区切って実施する

※情報周知期間 平成29年7月10日から7月31日

- 第1期 平成29年8月1日～平成29年11月30日
- 第2期 平成29年12月1日～平成30年1月31日
- 第3期 平成30年2月1日～平成30年2月28日

- (1) 期間内であっても全体の補助頭数(今年度は750頭)に達した時点で終了とする。また各診療施設の受け持ち頭数が各期内に終了した場合も、再割り当ての通知があるまで各診療施設における事業協力は休止となる。
- (2) 第1期の実施実績数等から再割り当ての有無を検討し、会員へ通知する。再配布の方法については残数に応じて決定するが(別紙参照)、再配布時に未去勢(未避妊)の動物を補助対象とし、手術済の動物は対象外とする。

## 実施方法

- (1) 各診療施設における不妊去勢手術の規定料金から10,000円を差し引いて市民に請求する。
- (2) 手術実施日の翌月5日（休所日の場合は翌開所日）必着で、必要事項をもれなく記入した本事業所定の申請書を郵便にて（公社）横浜市獣医師会事務局へ提出する。なお、このときに郵送料等は会員負担とする。  
※ファックスや電子メールでの申請は受け付けない。また、提出期限を過ぎた申請書は無効とする。
- (3) 手術実施前に必ずマイクロチップの装着を確認するとともに、登録情報を確認する。
- (4) マイクロチップが未装着の動物では、術中あるいは術後にマイクロチップを装着し、さらに個体識別情報登録手続きを飼い主に代わって実施する。
- (5) 差し引いた補助金相当金額は年度末に一括して会員の指定口座に送金する。
- (6) 当初の割り当て頭数（3頭）が終了した場合は、速やかに横浜市獣医師会事務局へ報告をする。

## 付）動物ID情報データベースシステムへのアクセス方法

- (1) 動物ID情報データベースシステム（<https://www.aipo.jp/Login/Index?ReturnUrl=%2f>）へアクセスする。  
検索サイトで「AIGO ID 検索」と検索
- (2) ユーザーIDを入力する。

ユーザーIDは獣医師免許番号の頭に「0；ゼロ」をつける

例）獣医師免許番号が12345の場合は「012345」

- (3) パスワードを入力する。

パスワードは生年月日を西暦で入力

例）昭和40年6月6日の場合は「19650606」

【担当者/連絡先】  
常務理事 吉池正喜  
masaki.yoshiike@yvma.or.jp

## 【別紙】

情報周知期間 平成29年7月10日から7月31日

第1期 平成29年8月1日～平成29年11月30日 ※

第2期 平成29年12月1日～平成30年1月31日

第3期 平成30年2月1日～平成30年2月28日

第1-1期 平成29年8月1日から8月31日 / 9月5日書類締め切り 7日集計

第1-2期 平成29年9月1日から9月30日 / 10月5日書類締め切り 6日集計

第1-3期 平成29年10月1日から10月31日 / 11月6日書類締め切り 7日集計

第1-4期 平成29年11月1日から11月30日 / 12月5日書類締め切り 7日集計

(1) 12月7日の集計結果に基づいて、第2期(再配布)の実施を検討する。

(2) 12月7日までは再配布の検討は行わない。受け入れ可能な施設については、各期毎にHPで情報発信する。

(3) 再配布実施の検討は原則12月7日までの通算実績で決定するが、第2期集計時(2月7日)の実施状況に応じて、第1期に準じて再検討する。

(4) 事業の終期は終了期日の2週間前に地区連絡で周知すると同時に、HPにて告知する

## ○再配布検討基準

1. 12月7日で750件を実施、あるいは予定頭数の概ね90%(約675件)の実施があった場合

12月21日(木)の実施を持って終了とする

2. 12月7日で予定頭数の概ね80%(約600件)の実施があった場合

第2期を予定通り実施する

事業の終期の決定は2月7日に決定する。

3. 12月7日で予定頭数の概ね70%(約525件)の実施があった場合

すべての施設に1頭ずつの再配布を実施する。

この際すべての施設の受け入れ数を12月15日付けて1件に再設定する。

例) 12月14日で1頭の実施(残り2頭) → 12月15日に1頭となる(マイナス1頭)

例) 12月14日までに3頭の実施(残り0頭) → 12月15日より1頭実施可能となる

公益社団法人横浜市獣医師会 宛

## 手術補助金申請書

病院名		会員名		所属区	
カルテNo.	※手術を実施した動物の貴院でのカルテ番号をご記入ください				

手術実施日	H	年		月		日
-------	---	---	--	---	--	---

(注意) 申請期限は翌月5日書類(申請書)到着分までとなります

※書類到着期限を過ぎた申請書は無効となりますのでご注意ください

手術の区別	<input type="checkbox"/> 雄猫(去勢手術)
	<input type="checkbox"/> 雌猫(不妊手術)

どちらか一方に団を記入してください

対象動物の年齢		歳		月	齡
---------	--	---	--	---	---

マイクロチップNo.	
	<input type="checkbox"/> 登録済み <input type="checkbox"/> 登録申請中

どちらか一方に団を記入してください

マイクロチップ番号はチップに付属のバーコードシールを貼付していただいて構いません

**新規装着の場合、AIPOへの登録手続きは施術獣医師が行ってください**

※マイクロチップ番号の記載のない申請書は無効となります

※獣医師会会員および関係者(家族等)は本事業の補助対象外となります

上記の通り不妊(去勢)手術を実施したので補助金を申請いたします。 なお、横浜市獣医師会からの求めに応じて、いつでも当該動物の診療簿 ならびに会計記録等の情報を開示いたします。
---